

沖縄県指定栗国島鳥獣保護区

指定計画書

平成24年11月1日

沖縄県

1 鳥獣保護区の概要

(1) 鳥獣保護区の名称

栗国島鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

栗国島全域

(3) 鳥獣保護区の存続期間

平成24年11月1日から平成44年10月31日まで（20年間）

(4) 鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

(5) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、沖縄本島的那覇市の北西約60kmの海洋地点に位置する三角形の島で、面積は約760ha、周囲約12kmで、栗国島全体の地形は中位段丘で構成され、海岸線となる島の周囲は、サンゴ礁原となっている。島の北側半分では、大部分をチガヤーススキ群落が占め、南側半分では、主に畑地－雑草群落となっている。森林植生は、島中央部から左側にかけてリュウキュウガキ－ナガミボチョウジ群落が見られる。

このような自然環境を反映して、当該区域では東南アジアから日本に渡る渡り鳥の中継ルートにあたり、沖縄本島ではあまり見られない渡り鳥がしばしば目撃される。過去に目撃された鳥類は170種にもものぼるが、その多くが渡り鳥であり、そのなかには国内希少種のハヤブサやアカハラダカ、サシバなどの猛禽類や絶滅危惧Ⅱ類コアジサシ等のアジサシ類やツバメチドリ等の飛来も確認されている。

また、島中央の森林部分には、キジバト、ヒヨドリ、シロガシラの留鳥が多く生息し、アカショウビンやサンコウチョウの森林性の野鳥や、大正池やその他の溜め池にはサギ類やカモ類の水鳥などが数多く見られる。

このように、当該区域はこれら多様な鳥類の採餌の場、休息地および渡りの休憩地として利用されていることから、集団渡来地の保護区として、鳥類の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に務める。
- 2) 鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為、ノラネコによる鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方団体、地域住民と連携した普及啓発活動等に取り組む。

3 鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 764 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 248 ha

農耕地 494 ha

水 面 0 ha

その他 22 ha

イ 所有者別内訳

国有地 0 ha

国有林以外の国有地（所管省庁別に記載）

地方公共団体有地	44 ha	}	都道府県有地	10 ha
			市町村有地等	34 ha

私有地等 720 ha

公有水面 0 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域 - ha

自然公園法による地域 - ha

文化財保護法による地域 0.4 ha

（県指定文化財：字西の御願の植物群落）

森林法による地域 22.6ha（保安林）

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 県指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、沖縄本島那覇市の北西約 60km に位置し、島は周囲およそ 12km、面積は 7.64km²の小さな島で、近くに島はなく、久米島やケラマ諸島とは、地図上で大きな三角形を形作っているのが特徴である。粟国島全体の地形は中位段丘で構成され、海岸線となる島の周囲は、サンゴ礁原となっている。

イ 地形、地質等

粟国島は、主に琉球石灰岩が島の大半を覆う平らな低い島で、延長 3.5km、比高 95m の 3 段の海成段丘からなり、島は南西から北東にかけ徐々に低くなる。島北西岸から南岸にかけて、延長 4.8km、比高 80m の海食崖がある。特に島の南西端の筆ん崎一帯に白色の凝灰岩がつくる海食崖には火山岩類が露出している。また、東側沿岸部には砂丘、南岸にはノッチがあり、南東海岸には離水ビーチロックがある。

地質については、当該区域の大部分が第四紀琉球石灰岩で構成されており、南部に粟国安山岩類(中新世～鮮新世)がある。土壌はおおむね礫質暗赤色土壌で沿岸部には岩屑性土壌や砂質未熟土壌などがある。

ウ 植物相の概要

当該区域の北西側は潮風の影響が強く、草原状の相観を示しており、主にチガヤススギ群落占める。南側半分では主に畑地-雑草群落となっており、畑地雑草群落、ギンネム林、島中央部にはナガミボチョウジークスノハカエデ群落の森林植生がある。また、海岸内陸部はソテツの優占する群落「粟国島のソテツ群落」が発達し、沿岸部は隆起性サンゴ礁植生及びアダン-オオハマボウ群落である。南東部海岸には特定植物群落「ウグ浜のクサトベラーモンパノキ群落」があり、沿岸部の自然度は高い。

エ 動物相の概要

当該区域でこれまでに生息が確認されている鳥類は、オオタカやチュウヒ、サシバ、ハヤブサなどの猛禽類、ヒヨドリ、ウグイス、セッカなどの森林から草原に生息する鳥類、森林地域に設置された池(大正池)では、リュウキュウヨシゴイなども生息し、県内にはごくまれに飛来する迷鳥のハイイロオウチュウやカンムリオウチュウ、県内で目撃数の少ないアトリなど、39 科 170 種が確認されている。哺乳類はノネコ、ノヤギ、クマネズミ、リュウキュウジャコウネズミの生息が確認されている。また、小型コウモリの生息の可能性がある。近年の調査で生息が確認された鳥類は下記(2)のとおり 15 目 19 科 39 種であり、哺乳類はノネコ、ノヤギ、クマネズミが確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表1のとおり

イ 哺乳類 クマネズミ、リュウキュウジャコウネズミ

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

なし

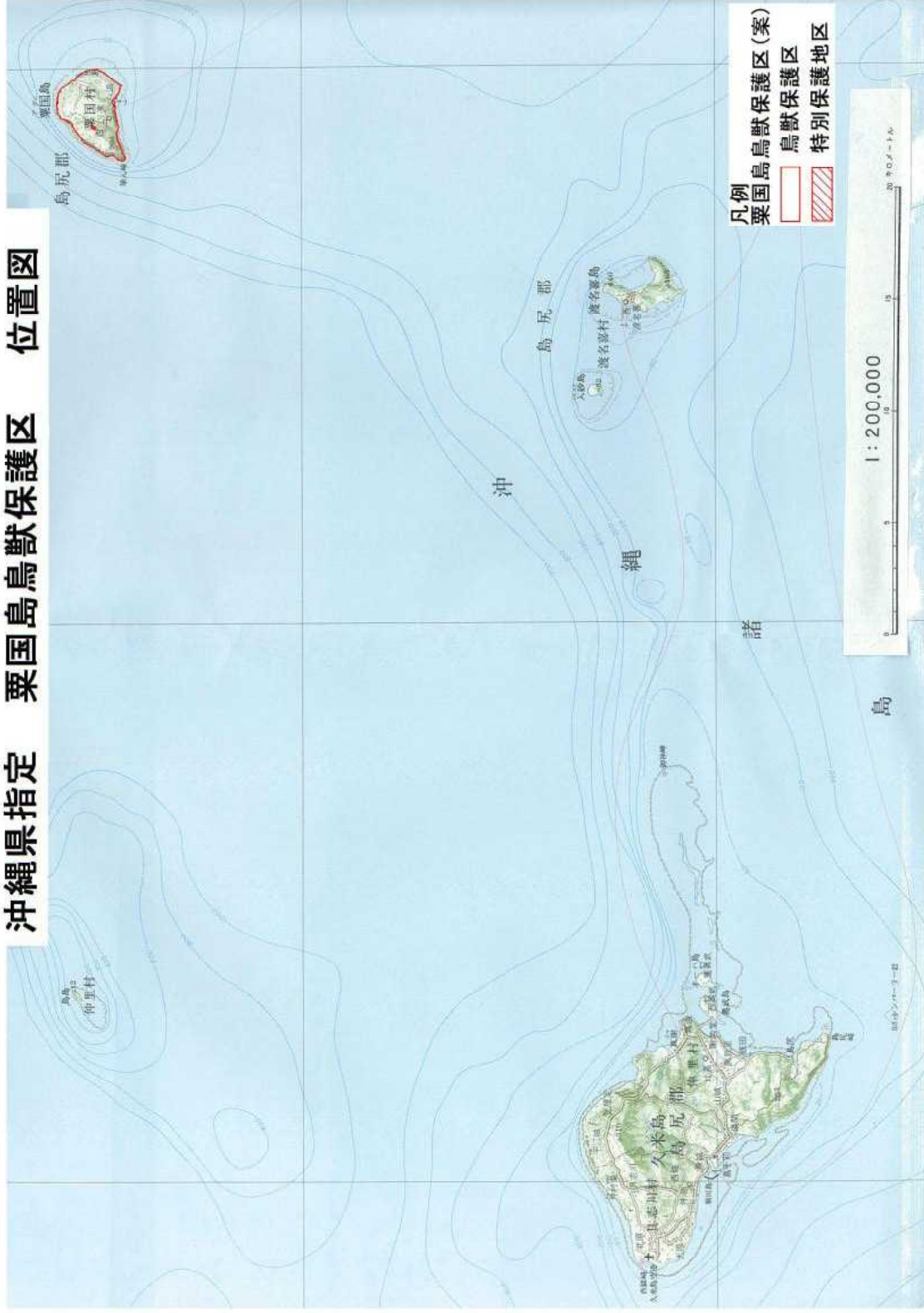
5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 鳥獣保護区の指定及び維持管理に関する事項

①鳥獣保護区用制札 10 本

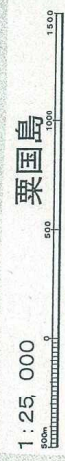
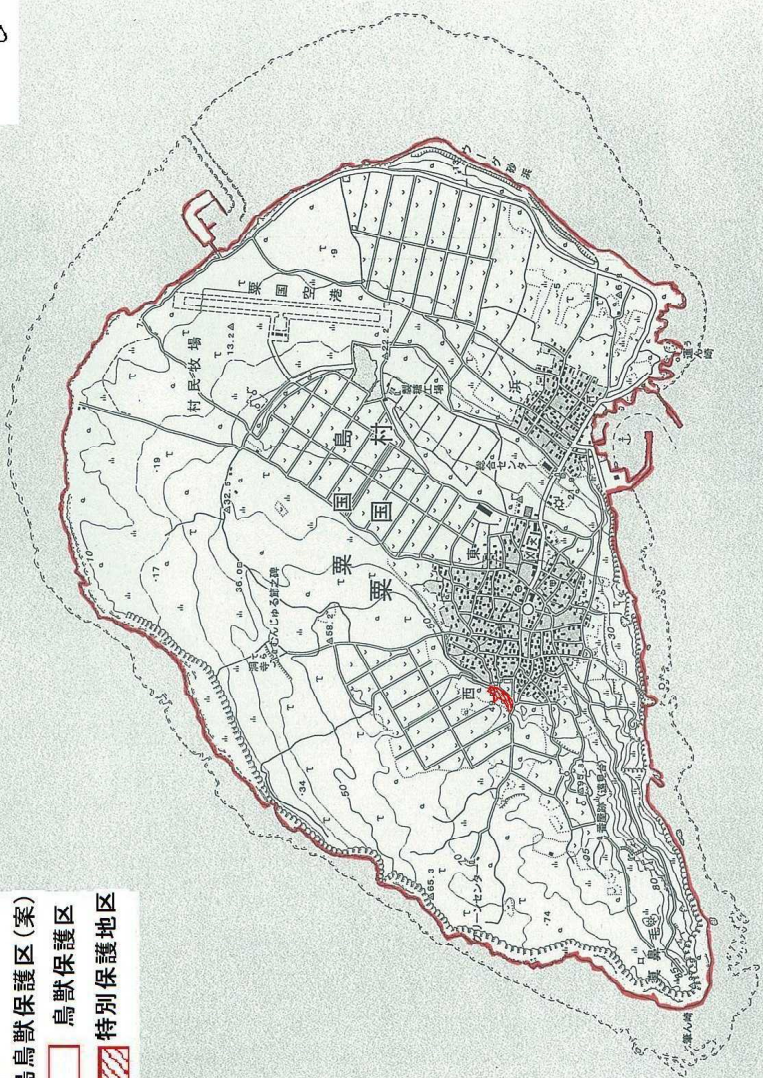
沖縄県指定 栗国島鳥獣保護区 位置図



県指定栗国島鳥獣保護区区域図



- 凡例
- 栗国島鳥獣保護区(案)
 - 鳥獣保護区
 - 特別保護地区



粟国島鳥獣保護地区に生息する鳥獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ	
ペリカン目	ウ科	カワウ	
コウノトリ目	サギ科	ゴイサギ アマサギ チュウサギ コサギ クロサギ アオサギ	NT
タカ目	タカ科	サシバ ミサゴ ハイタカ	VU NT
	ハヤブサ科	ハヤブサ チョウゲンボウ	VU,国内希少
カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ	
チドリ目	チドリ科	ムナグロ	
	シギ科	クサシギ ヤマシギ	
ハト目	ハト科	キジバト	○
ブッポウソウ目	カワセミ科	アカショウビン	
アマツバメ目	アマツバメ科	ヒメアマツバメ アマツバメ	
スズメ目	ツバメ科	イワツバメ ツバメ リュウキュウツバメ	○
	セキレイ科	ツメナガセキレイ ハクセキレイ マミジロタヒバリ	
	ヒヨドリ科	シロガシラ ヒヨドリ	○ ○
	モズ科	シマアカモズ	
	ツグミ科	インヒヨドリ アカハラ シロハラ ジョウビタキ ビタキ イナバヒタキ ツグミ	○
	ウグイス科	ウグイス キマユムシクイ	
	ヒタキ科	コサメビタキ	
	カササギヒタキ科	リュウキュウサンコウチョウ	
	メジロ科	メジロ	○
	ハタオリドリ科	スズメ	○
	ヒタキ科	エゾビタキ	
	アトリ科	アトリ	
	ムクドリ科	ホシムクドリ ムクドリ	
	カラス科	ハシブトガラス	○
合計	10目 25科	48種	

(注)

1 鳥獣の

2 種の指定等の要件は次のとおりである。

国天:国指定天然記念物

特天:国指定特別天然記念物

レッドリスト(平成18年環境省)(ア鳥類)

レッドリスト(平成19年環境省)(イ哺乳類)

CR:絶滅危惧ⅠA類 EN:絶滅危惧ⅠB類 VU:絶滅危惧Ⅱ類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足

LP:絶滅のおそれのある地域個体群

国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

特定外来:特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律による特定外来生物

3 ○印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。